

## 青森県教育委員会第784回定例会会議録

期 日 平成26年5月9日（金）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 議案第1号 平成26年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 青森県立図書館協議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針について

平成26年5月9日（金）

・開会 午後1時30分

・閉会 午後2時16分

・出席者の氏名

豊川好司、町田直子、清野暢邦、中沢洋子、野澤正樹、中村充（教育長）

・説明のために出席した者の職

佐藤理事、岡田参事、教育政策・職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長、高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

町田委員、中沢委員

・書記

外崎学、村上健

## 会 議

### 議 事

#### 議案第 1 号 平成二十六年青森県教科用図書選定審議会委員の人事について

(成田学校教育課長)

都道府県の教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、市町村教育委員会等が行う採択に関する事務について、採択基準の作成などにより適切な指導、助言又は援助を行わなければならないこととなっており、指導等を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならないこととなっている。

審議会は、条例により 17 名の委員で構成し、毎年選任することになっており、今年度は、資料の名簿に掲げる方々を任命したいと考えている。

任期は、第 1 回青森県教科用図書選定審議会の開催日である平成 26 年 5 月 15 日から平成 26 年 8 月 31 日までとしている。

なお今年度は、平成 27 年度において使用する、小学校、特別支援学校の小学部の教科用図書並びに特別支援学校、小・中学校の特別支援学級で使用する附則第 9 条図書の採択を行うことになっている。

また、委員の名簿は、教科用図書の採択が平成 26 年 8 月 31 日までに行われることになっていることから、9 月 1 日に県教育委員会のホームページにて公表する予定となっている。

(清野委員)

教科書採択については、文科省の平成 24 年通知に平成 2 年通知が引用されており、そこには、「教科書採択にはこうした保護者等の意見がより良く反映されるような工夫をする」とあるが、本県教育委員会ではどのように保護者等の意見がより良く反映される工夫を審議会委員の人選で取り計らっているのか。昨年も述べたが、教員や本県教育庁職員といった身内の割合が多すぎる。青森県は教育長以外の県教育委員が採択に関われない状況である。保護者等の意見を反映させる工夫がなされているとは言えないのではないかとと思うが、いかがか。

(成田学校教育課長)

法律の施行令第 10 条の第 1 号、2 号、3 号であるが、委員はそれぞれの分野から選ぶ仕組みとなっており、特に 1 号については、おおむね全体の 3 分の 1 になるようにしなければならないという規定になっている。そして、本県では、第 1 号、2 号、3 号の委員の割合は、ともに 3 分の 1 ずつになるように考えている。

保護者の意見であるが、第 3 号の「教育に関する学識経験を有する者」のところで、3 名、保護者の代表として P T A 関係者の方を含めている。この 3 名の方は、P T A 役員経

験者、あるいは今現在、役員を努めている方であるので、学校教育のみならず、社会教育、家庭教育、地域の実情等についても良く知っており、深い知識・教養をお持ちだと考えている。

(清野委員)

私は県の教育委員になってから今年で6年目であるが、この1号委員、2号委員、3号委員の構成はずっと変わっていない。変わってないということは、取り計らっていないということか。

(成田学校教育課長)

この3号委員に含まれている3名のPTA代表の方は、保護者、地域の声を良く聞いており、保護者等の意見は十分反映されていると考えている。

(清野委員)

文科省では「開かれた採択」というのを打ち出しているが、本県の委員の人選については何も変わっていない。その点についてはいかがか。

(成田学校教育課長)

審議会は極めて専門的な事項を扱うこととなるので、学校教員を入れることとなっているが、保護者の意見は反映されていないということではない。十分、保護者の意を汲んでいる。現状で、地域の意見、保護者の意見は十分反映されているという判断の下、このような委員構成にしている。

(町田委員)

PTAの中にも色々な委員会があると思うが、その中でも同じ委員会から2名出ているというのは、幅広く人選するという意味ではどうかと思う。

(成田学校教育課長)

たまたま所属しているのは同じ委員会であるが、この方々は総会、あるいは日々の活動の中で、保護者の意見を聞くことができる立場にある方だと捉えている。実際、審議会でもそういった意見をいただいている。

(町田委員)

たまたま同じ委員会であったという理解で良いか。

(成田学校教育課長)

委員については、PTAの方から推薦していただいている。我々の方からこの方ということではない。

(町田委員)

一人は就任回数が5回ということで、他の方より多いようだが、何か根拠というか理由があるのか。

(成田学校教育課長)

P T Aから推薦をいただいておりますということである。

(中村教育長)

今回の採択は小学校の教科書ということになっているが、例えば、次年度であれば中学校、その次は高等学校というようになっていく。その時は、例えば、高等学校の保護者が入るとこともあるが、今回は小学校ということで、主に小学校のP T Aの方々が入るような形にして、教科書とか、長らく学校教育について勉強してきた方に入っていただくようお願いしている。

(清野委員)

先程、「極めて専門的」とおっしゃったが、専門家は何も教員や県の職員だけでなく、民間であれば、昨年も申し上げたが、学習塾の経営者、あるいは講師など、官を離れた民の立場の方にもたくさんいるわけで、いろいろな視点や意見を入れるには、そういう民の人たちの意見も委員に選任して述べてもらうというのは非常に有用であると思うが、そういう考えはないのか。

(成田学校教育課長)

テストの点数などの目に見える学力については、おっしゃる通りだと思う。現在、学習指導要領で規定されているところの「学力観」というのは、目に見える学力だけではなくて、学習意欲とか、活用能力とか、そういったことが学力として規定されている。したがって、そういう意味での学力について造詣の深い方、あるいは多面的に見れる方が適任と考えている。

(清野委員)

何度も言うが、その「造詣の深い方」が何も教職員と教育庁事務職員だけではない。明らかに偏っている。また、本県の学力とか進学率の低さが問題になるが、そういう人たちはそれこそ専門家であり、全て学習塾の価値観だけでやるわけではないので、そういう人たちの見識も採り入れるべきだと思う。学校の先生と教育庁の職員で3分の2というのは、ちょっと偏りがあると思うが。

(佐藤理事)

法令を再確認させていただきたい。先程の規定は、法律の施行令の規定であるので、教育委員会ではこれに沿った形で検討しなければいけないということになる。1号は学校現場から、2号は行政関係者、3号はその他の方ということで、それぞれ3分の1ずつにしてくださいということが定められている。その上で、条例の定数が17人ということであ

り、それぞれ6人、もしくは5人の枠の中で選んでいくことになる。

(野澤委員)

私も佐藤理事がおっしゃった通りに理解している。6、6、5で17。清野委員が言うように、3号の委員が5だから少ないというのであれば、次回に質を高める余地はあると思うが、教科書に関しては我々がいくら語っても門外漢である。一番議論して欲しいのは先生方である。それで、先生方が議論したことに対して、我々と同じ民間の方がその視点から何かしら偏りが無いか見ていくというのが正しいやり方だと思う。私はこの委員構成で異論はない。清野委員のおっしゃる民の立場とか、父兄の立場を反映していただきたいという気持ちもあるが、第一は専門の方、現場の方々に議論してくださいという構成になっていると思う。3号委員については、父母を代表して、例えばPTA会長とか、もしそういう声があるのであれば、議論して、次回からそういう方を推薦してもらえよう願いますれば良いと思う。もし我々が次回議論するとすれば、6、6、5をどう割り振るかということについて、若干、教育長と話をするのはいいかもしれない。

(清野委員)

教科書は主たる教材であるので、それを先生だけに丸投げしてしまうというのはよろしくない。今の流れは「どういう教科書で子どもたちに学ばせたいか」という保護者の思い、市民の思い、国民の思いをきちんと反映させていきたいと思いますということだ。

(野澤委員)

そもそも教科書に関しては、文科省の大きな基準があって、その中で図書選定をしてくださいという形の審議会だと理解している。丸投げでないからこそ、各現場で慎重に議論してくださいということだと思う。

(豊川委員長)

国の検定を通った教科書を対象にしているわけであり、丸投げではないと思う。

(野澤委員)

さらにまた、各市町村で同じような形で図書選定するわけである。

(中沢委員)

清野委員の言っていることも少しわかる。学識経験者のところにもう少し幅広い人がいてもいいと思う。

(清野委員)

発言は委員長の許可を得てからにしてもらいたい。教科書は検定を通っているが、その中からどれを選ぶか採択するわけである。青森県の場合は、ずっと同じ教科書が使われ続けている印象があるが、今年はこれがいいからということで変えたりしないのか。私の子どもは、小学校、中学校とずっと同じ出版社のものを使っているようだが。

(成田学校教育課長)

手元に資料がないが、採択については法に基づいて採択協議会の審議を経て、適正に選定されている。また、我々教師としては、「教科書を」教えるのではなくて、「教科書で」教えると考えている。検定を通った教科書であれば、どの教科書であっても、適宜授業が行えると考えている。

(豊川委員長)

1号、2号、3号委員の比率の問題については、規則で決まっているものなので、今年はこれでいくしかないわけであるが、野澤委員からも話があったが、検討の余地があるかどうかはまた後で考えてみたいと思う。それから、学識経験者の5人の中に、大学関係者が2人いるが、この比率がどうなのかも気になるところだが、これも次年度の検討としたいと思う。

それでは、皆さんの意見としては、だいたいこの案で良いということによろしいか。賛成多数のようなので、議案第1号は原案どおり決定する。

## 議案第2号 青森県立図書館協議会委員の人事について

(中野生涯学習課長)

図書館法及び青森県立図書館協議会設置条例により設置している青森県立図書館協議会の委員の任期が、平成26年5月12日で満了となるので、新たに10名の委員を任命するものである。

委員は、青森県立図書館協議会設置条例第2条により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとされている。

学校教育関係者として、苫米地庸子氏、手嶋久敦氏の2名、社会教育関係者として、前田敏子氏、小鳥孝之氏の2名。家庭教育の向上に資する活動を行う者として、小川千恵氏。学識経験者として、田名辺真路氏、工藤眞一郎氏、生島美和氏、天内純一氏、佐々木あさ子氏の5名である。学識経験者のうち、天内純一氏、佐々木あさ子氏の2名は、公募により選考した委員である。

また、委員のうち、社会教育関係者の前田敏子氏、家庭教育の向上に資する活動を行う者の小川千恵氏、学識経験者の工藤眞一郎氏、生島美和氏の4名が再任で、その他の委員は新任となっている。

なお、委員の任期は、平成26年5月13日から平成28年5月12日までの2年間である。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)  
異議なし。

(豊川委員長)  
議案第2号は原案どおり決定する。

### 議案第3号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について

(岡田参事)

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の任期が、平成26年5月12日をもって満了となるので、委員4名を任命するものである。

委員4名のうち、美濃又治次氏ほか2名は再任することとし、新たに小田桐孝夫氏を任命するものである。

なお、委員の任期は、平成26年5月13日から平成28年5月12日までの2年間である。

(豊川委員長)  
何か質問、意見はあるか。  
なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)  
異議なし。

(豊川委員長)  
議案第3号は原案どおり決定する。

### そ の 他 平成二十六年全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針について

(成田学校教育課長)

まず、全国学力・学習状況調査の概要について、御説明する。

この調査の目的は、全国の児童生徒の学力等の状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、及び、このような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することとなっており、平成19年度から今年度まで7回実施されている。

この調査で測定される学力は、その一部分であること、市町村や学校の序列化や過度な競争につながる可能性があること等の理由から、県教育委員会が市町村ごとや学校ごとの

結果を公表することを禁じてきた。

しかし、昨年11月、文部科学省は、これまでの方針を変更して、平成26年度実施の調査から、各市町村教育委員会が結果の公表に同意した場合は、県教育委員会が、その公表に同意した市町村や学校の結果の公表を可能とした。

同時に、文部科学省では、公表する際の留意事項として、調査で測定できるのは学力の一部であることや、市町村間や学校間に序列化や過度の競争が生じないようにすること、単に教科の点数だけの公表ではなく、結果の詳細な分析を行い、どのような改善をするのか等も併せて公表すること、教科の点数を、市町村ごとや学校ごとの一覧表にすることは禁止すること、市町村や学校の順位を付けて公表することは禁止することを示した。

県教育委員会が、市町村や各学校の結果を公表することになった場合に、市町村や学校の序列化や過度の競争が起こる可能性があること、公表に同意する市町村が少ない場合、県教育委員会として公表する意義が失われる可能性があること等の懸念事項が挙げられる。

また、県教育委員会の対応を検討するに当たって、市町村教育委員会の意向を確認したところ、同意するとした市町村が2、しないとした市町村が30であった。

以上のことから、今年度は、結果の公表は行わないこととした。

(清野委員)

資料の中では、懸念事項のみがあげられているが、結果公表に利点は全くないのか。情報は隠蔽するのではなく、できる限り公開すべきだと考える。

(成田学校教育課長)

文部科学省では、市町村教育委員会や学校は保護者、地域に対して説明責任を果たすことが重要との認識から、公表を可能とすることに踏み切ったということである。本県においては、各学校が、保護者会や通信等を通じて、学校の判断で、それぞれのやり方で、自校の状況について説明すると伺っている。

(清野委員)

市町村教育委員会の意向をみれば、公表を望む市町村が2、検討中が8もあるので、公表を推進しないまでも、結果分析に基づいた授業改善、また、茨城県の事例であるが、「全国学力・学習状況調査等の推進に関わる実践研究授業」の学校指定のようにモデル校の指定をするなど、序列化にならない配慮をしながら、公表賛成の声にも耳を傾け、本県教育委員会として公表の仕方、方法をもっと工夫するべきだと考えるが、そのようなことは全く考えていないのか。

(成田学校教育課長)

本県も同様に、調査結果を受けてどのように授業改善したらいいのかを冊子にまとめ、各学校に配付し、授業改善に努めてきた。また、研究指定校での研究、指定授業にも取り組んできた。懸念事項を先程申し上げたが、今年度は公表しないということであり、今後については、推移を見ながら判断していただきたいと考えている。



(野澤委員)

私は清野委員の意見にだいたい賛成である。公表ということに対して、ネガティブなスタンスから動いているが、むしろ、先生や父母に対して、こういう方法もあります、こういう事例もありますということを示した上で、皆さんで議論していただき、各市町村教育委員会ではどのような意見なのかと問いかけた方が良いという意見だと思う。もう少し外にも分かるような形にしていけば、父母と先生方で議論がしやすくなると思う。もう少しいい意味での事例があるという捉え方で、逆に市町村教育委員会にも提案すればいいのではないか。

(清野委員)

競争が悪いみたいになっているが、競争しないといけないし、また、競争に強くなるには、競争の練習をしなければいけない。今、野澤委員がおっしゃったように、公表されることによって、当人とか学校だけの問題ではなくて、地域、県を巻き込んだ議論を巻き起こすことができる。そうすると、改善に向けた動きが全県的な流れとなる。いい流れをどう作っていくかというのが我々の仕事だと考えている。

(町田委員)

昔は恐らくそういうものが普通に公表されていたと思うが、色々な事があって、また公表しないようになってという時代の波があるのだと思う。今年はまだ変わったばかりで、同意するというのが2市町村だけだと思うが、今後はそれを増やしていくような流れであるべきだと私も考えている。測定される学力は一部分であるとか、公表を禁止してきた理由があるが、一部であるからこそ、その他の部分、例えば、学力はこうだけど、スポーツはこうだ、文学的などころはこうだとか、そういった学力だけじゃなく、その他の部分についての情報というのも私は公開していくべきじゃないかと考えている。今後の流れに期待したい。

(中沢委員)

私も今後、公表していった方が良いのではないかと考えている。

(中村教育長)

今まで禁じてきたということがあって、それを可能にしたというのが今回からであるので、色々な工夫というのは、市町村によってかなり出てくると思う。また、本県だけではなくて、全国の事例というのも出てくると思う。そうした事例をしっかりと検証し、また、市町村の教育長とも相談させていただいて、より良い形はどういうことなのかというところについては、しっかりと議論していく必要があると思っている。ただ、今年度については、市町村の意向もあるし、初年度ということもあるので、県としては、公表は行わないということである。

(豊川委員長)

私は皆さんとは反対意見である。識者の色々な書き物を読んだが、風評被害とか、差別

につながるということで、公表しても得るものはないというのがだいたいの意見であった。小中学校の教育というのは、学力だけではないし。私は、基本的には公表の仕方が問題なんだろうと思う。有効に使えるところは使えばいいし、全部公表してしまうというのは問題があると思う。第一、結果が返ってくるのがすごく後だ。数ヶ月後とかで、先生方も迷うと思う。もう忘れた頃に返ってくるという体制がね。やるならちゃんとやらないと駄目だと思う。その辺も含めて、今の青森県の教育委員会のスタンスとしては、公表は行わないということで良いのではないかと思う。

(野澤委員)

そもそも全国学力・学習状況調査の結果をどう利用するかというのは、やはり学校がどう利用するかに尽きるので、マイナス面だけでなく良い面もあるよということも何かしら提示して、慎重に検討させるべきだと思っている。それは次回の話だが、目的を達成するには、目安となるものが必要だと思う。

(清野委員)

今、児童数がすごく減っていて、競争圧力が尋常じゃなく下がってきている。過度の競争はいけないが、競争は必要であり、勝てるように育てなければいけない。県内だけでは、どんどん子どもが減っていくので、範囲を広げて、全国の中でどれくらいのところにあるのかという競争意識を持つことは非常に大事だと思う。

(豊川委員長)

先生方は子どもたちがどれくらいのところにいるのかわかっている。データは持っているので、あとは先生方がどう対応するかだと思うが。

(清野委員)

現場とか当事者しか知り得ないということでは駄目で、全県的な流れを作っていくことが大事だと思う。

(豊川委員長)

それは公開して新聞に出ていることだ。ちゃんとやっていると思う。

(清野委員)

我が町、我が学校というのが具体的にどういう状況であるのかを県民が知るという事だ。

(豊川委員長)

課題はあるので、次回に向けて少し話し合っていきたいと思う。では、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針の件については了解ということとする。